

資 金 概 要

資 金 名	農業経営基盤強化資金〔スーパーL資金〕
目 的 根拠法：農 業経営基 盤強化促 進法	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金を、日本政策金融公庫を通じて融資する。
原 資	日本政策金融公庫
貸 付 利 率	<u>(※金利一覧表をご覧ください)</u>
貸 付 対 象 者	1. 認定農業者 (簿記記帳を行っている又は行うことが確実と見込まれる者に限る。) 2. 認定農業者である法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者 (ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。)
資 金 使 途	1. 農地等の取得、改良 2. 農業経営用施設・機械等の改良、取得 3. 家畜、果樹等の導入等の長期運転資金 4. 負債の整理その他農業経営の改善を前提とした経営の安定に必要な長期資金
貸 付 限 度 額	個人 3億円 (特認：6億円) 法人 10億円 (特認：(ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合 20億円又は目標売上額の2倍に相当する額のいずれか低い額 (イ) 民間金融機関から設備資金の資金調達が行われる場合 30億円又は目標売上額の2倍に相当する額又は設備資金の調達額の2倍に相当する額のいずれか低い額 ただし、負債整理は、個人 6,000万円 (特認：1億2,000万円) 法人 2億円
融 資 率	借受者の負担する額 (100%以内)
償 還 期 間	25年以内 (うち据置期間10年以内)
担 保 ・ 保 証 人	日本政策金融公庫と借受者で相談のうえ、決定。 農協転貸の場合、県農業信用基金協会の債務保証の利用が可能。

資 金 概 要

資 金 名	経営体育成強化資金〔公庫資金〕
目 的 根拠法：日 本政策金 融公庫法	経営規模の拡大、経営の転換を図るための前向き投資資金と合わせて償還負担の軽減のために必要な資金を一体的に長期低利で融通することにより、生産性の高い農業経営を育成する。
原 資	日本政策金融公庫資金
貸 付 利 率	<u>(※金利一覧表をご覧ください)</u>
貸 付 対 象 者	<p>(1) 農業を営む者であって</p> <p>①農業所得が総所得の過半を占めていること又は農業粗収益が200万円以上であること。</p> <p>②主として農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者がいること。</p> <p>③農業者が60歳以上であるときはその後継者が現に主として農業に従事しており、かつ将来においても農業に従事する見込みがあること。</p> <p>④簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。</p> <p>(2) 認定新規就農者</p> <p>(3) (1)の経営（家族農業経営に限る）の経営主以外の農業を営む者</p> <p>(4) (1)～(3)までの者を主たる構成員とする法人格を有しない任意団体であって農業を営む</p>
資 金 使 途	<p>(1) 前向き投資資金</p> <p>①農地等の「所有権・利用権」の取得、農地等の改良に必要な資金</p> <p>②農機具等の改良又は取得に必要な資金等</p> <p>(2) 償還負担軽減資金</p> <p>①制度資金以外の負債の整理に必要な資金</p> <p>②既往借入制度資金等に係る負債の支払の負担を軽減するために必要な資金</p>
貸 付 限 度 額	<p>個人1. 5億円、農業生産法人5億円の範囲内で次の資金の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途の(1)前向き投資資金 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 ・資金使途の(2)の①の資金((1)の融資額か次の限度額のいずれか低い額) <p>個 人 1,000万円 (特認 1,750万円 特定 2,500万円)</p> <p>農 業 生 産 法 人 4,000万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途の(2)の②の資金 経営改善計画期間中の5年間(特認10年間)において、支払われるべき既往借入金等
融 資 率	借受者の負担する額の80%以内
償 還 期 間	25年（うち据置期間3年以内）
担 保 ・ 保 証 人	日本政策金融公庫と借受者で相談のうえ、決定。